

○岐阜県東京圏からの移住支援事業における御嵩町移住支援金交付要綱

令和元年9月20日

訓令甲第31号

(趣旨)

第1条 この要綱は、「清流の国ぎふ」創生総合戦略及びみたけ創生!!総合戦略に基づき、御嵩町内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、岐阜県と共同して行う岐阜県東京圏からの移住支援事業において、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から御嵩町に移住した者が、移住支援金（以下「支援金」という。）の支給要件を満たした場合に、予算の範囲内において支援金を交付することに関し、岐阜県東京圏からの移住支援事業費補助金交付実施要領（以下「県実施要領」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(令4訓令甲22・令6訓令甲9・一部改正)

(交付金額)

第2条 支援金の金額は単身の申請の場合にあっては60万円、世帯の申請の場合にあっては100万円とする。ただし、令和6年4月1日以後の第3条第3号の要件に該当する移住者については、単身の申請の場合にあっては30万円、世帯の申請の場合にあっては50万円とする。

2 前項の場合において、18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、30万円を加算する。

(令6訓令甲9・令7訓令甲21・一部改正)

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、単身の申請をする場合にあっては、第1号の要件を全て満たし、かつ、第2号、第3号、第4号又は第5号の要件に該当する者とし、世帯の申請をする場合にあっては第6号の要件を併せて満たす者を対象とする。

(1) 移住等に関する要件

ア 移住元に関する要件として次に掲げる事項の全てに該当すること。この場合において、東京圏のうちの条件不利地域（過疎地域の持続発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）及び平成22年国勢調査から令和2年国勢調査の人口減少率が10%以上の市町村をいう。以下同じ。）以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、当該通学の期間を通勤の期間とみなすことができる。

(ア) 住民票を御嵩町内に移す直前の10年間のうち、通算して5年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。

- (イ) 住民票を御嵩町内に移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内に通勤していたこと。ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3か月前までを当該1年の起算点とすることができる。
- イ 移住先に関する要件として、次に掲げる事項の全てに該当すること。
 - (ア) 令和8年4月1日以降に転入したこと。
 - (イ) 支援金の申請時において、転入の届出後1年以内であること。ただし、地域未来交付金の交付決定前であったことにより、転入後1年以内に申請を行うことができなかった場合には当該年度の4月1日から転入後1年が経過するまでを申請可能期間とする。
 - (ウ) 支援金の申請日から5年以上、御嵩町に継続して居住する意思を有していること。
 - (エ) 補助対象者及び同一世帯の者に地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第2項第1号に掲げる市町村民税及び町税等（御嵩町徴収職員取扱規則（平成20年規則第47号）第2条に規定する町税等をいう。以下同じ。）の滞納がないこと。
- ウ その他の要件として次に掲げる事項の全てに該当すること。
 - (ア) 御嵩町暴力団排除条例（平成24年条例第19号）に規定する暴力団又は暴力団員等若しくはそれらと密接な関係を有していないこと。
 - (イ) 日本国籍を有すること、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法に定める特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
 - (ウ) その他岐阜県知事（以下「知事」という。）又は町長が支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。
- (2) 就職に関する要件
 - ア 一般に関する要件として、次に掲げる事項の全てに該当すること。
 - (ア) 勤務地が、東京圏以外の地域又は東京圏のうちの条件不利地域に所在すること。
 - (イ) 就業先が、岐阜県が支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。
 - (ウ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。
 - (エ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。
 - (オ) (イ)の求人への応募日が、マッチングサイトに当該求人が支援金の対象として掲載された日以降であること。
 - (カ) 就業先に、支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
 - (キ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

- イ 岐阜県プロフェッショナル人材確保事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者に関する要件として、次に掲げる事項の全てに該当すること。
- (ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
- (イ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3か月以上在職していること。
- (ウ) 就業先において、支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- (エ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- (オ) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。
- (3) テレワークに関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。
- ア 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。
- イ 地方創生テレワーク交付金を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。
- ウ 移住先でテレワークにより勤務する（原則、恒常的に通勤しない）こととし、かつ週20時間以上テレワークを実施すること。
- (4) 本事業における関係人口に関する要件 次に掲げるアからウまでの全てに該当し、かつ、エ又オのいずれかに該当すること。
- ア 御嵩町内の法人等に就業し、又は御嵩町内で起業する者
- イ 法人、団体又は個人から地域との関わりを有するとして推薦された者
- ウ 岐阜県又は御嵩町が実施する移住定住施策への協力の意思のある者
- エ 農業、林業又は漁業に就業若しくは起業する者
- オ 移住前に自治体や地域づくり団体等に関わる地域づくり活動、地域課題の解決に向けた取組みに参加している者
- (5) 起業に関する要件 申請日以前の1年以内に知事が別に定める公益財団法人岐阜県産業経済振興センター補助金交付要綱に規定するスタートアップ等創業支援事業又は町が実施する起業支援事業に係る補助金の交付決定を受けていること。
- (6) 複数人の世帯に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。
- ア 当該移住者を含む2人以上の世帯員（以下「世帯員」という。）が、移住元において、同一世帯に属していたこと。
- イ 世帯員が、申請時において、同一世帯に属していること。
- ウ 世帯員が、いずれも令和8年4月1日以降に転入したこと。
- エ 世帯員が、いずれも過去10年以内に申請者を含む世帯員として支援金を受給していないこと。ただし、支援金を全額返還した場合等で、岐阜県及び町が認める場合を除く。

オ 申請時において、御嵩町で世帯員全員に町税等の滞納がないこと。

カ 世帯員がいずれも、御嵩町暴力団排除条例に規定する暴力団又は暴力団員等若しくはそれらと密接な関係を有していないこと。

(令 2 訓令甲14・令 4 訓令甲22・令 6 訓令甲 9・令 7 訓令甲21・令 8 訓令甲23・一部改正)

(支援金の交付申請)

第 4 条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、岐阜県東京圏からの移住支援事業における御嵩町移住支援金交付申請書（別記様式第 1 号）、定住等に係る誓約書（別記様式第 2 号）、町税等の納付状況及び住民基本台帳の確認同意書（別記様式第 3 号）、移住先の就業先の就業証明書（別記様式第 4 号の 1 又は別記様式第 4 号の 2）及び本人確認書類に加え、単身の申請をする場合にあっては、前条第 1 号の要件を満たし、かつ、同条第 2 号、同条第 3 号、第 4 号又は第 5 号の要件に該当することを証する書類を、世帯の申請をする場合にあっては、併せて前条第 6 号の要件を満たすことを証する書類を町長に提出しなければならない。

(令 2 訓令甲14・令 4 訓令甲22・令 6 訓令甲 9・一部改正)

(支援金の交付決定及び通知)

第 5 条 町長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、支援金の交付の可否を決定し、速やかに岐阜県東京圏からの移住支援事業における御嵩町移住支援金交付（不交付）決定通知書（別記様式第 5 号）により、申請者に通知するものとする。

(令 4 訓令甲22・令 6 訓令甲 9・一部改正)

(支援金の交付請求)

第 6 条 前条の規定により交付決定の通知を受けた申請者は、御嵩町移住支援金交付請求書（別記様式第 6 号）により、町長に支援金を請求するものとする。

(令 2 訓令甲14・令 4 訓令甲22・令 6 訓令甲 9・一部改正)

(報告及び立入調査)

第 7 条 知事及び町長は、岐阜県東京圏からの移住支援事業の実施状況が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、岐阜県東京圏からの移住支援事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

(令 6 訓令甲 9・一部改正)

(支援金の返還請求)

第 8 条 町長は、支援金の交付を受けた者が次に掲げる要件に該当する場合、支援金の全額又は半額の返還を請求するものとする。ただし、雇用法人の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして知事及び町長が認めた場合はこの限りでない。

(1) 虚偽の申請等をした場合 全額

(2) 支援金の申請日から 3 年未満に御嵩町から転出した場合 全額

(3) 支援金の申請日から起算して 1 年以内に支援金の要件を満たす職を辞した場合 全額

(4) 知事が別に定める公益財団法人岐阜県産業経済振興センター補助金交付要綱に規定するスタートアップ等創業支援事業又は地域課題解決型創業支援事業の交付決定を取り消された場合 全額

(5) 支援金の申請日から起算して3年以上5年以内に御嵩町から転出した場合 半額

(令4訓令甲22・令7訓令甲21・一部改正)

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に必要な事項は、知事及び町長が協議して定める。

(令4訓令甲22・一部改正)

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和2年訓令甲第14号)

この訓令は、公布の日から施行し、令和元年12月20日から適用する。

附 則 (令和4年訓令甲第22号)

この訓令は、公布の日から施行し、改正後の御嵩町東京圏からの移住支援事業における移住支援金交付要綱の規定は、令和4年4月1日以降に住民票を移した者について適用する。

附 則 (令和6年訓令甲第9号)

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年訓令甲第21号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和8年訓令甲第23号)

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令による改正後の規定は、この訓令の施行の日以後に転入する者について適用し、同日前に転入した者については、なお従前の例による。

別記様式第 1 号（第 4 条関係）

年 月 日

御嵩町長 宛て

御嵩町移住支援金交付申請書

岐阜県東京圏からの移住支援事業における御嵩町移住支援金交付要綱第 4 条の規定に基づき、移住支援金の交付を申請します。

また、岐阜県及び御嵩町が、個人情報、課税状況等について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県又は他の市区町村に提供し、又は確認することについて同意します。

1 申請者欄

フリガナ		生年月日	年 月 日
氏名			
住所	〒	電話番号	
メールアドレス			

2 移住支援金の内容（該当するものに○を付けてください。また、世帯の場合は人数も記載してください。）

単身・世帯	単身 ・ 世帯	世帯の場合は同時に移住した家族の人数（1 の申請者は含まない。）	人
		上記のうち18歳未満の家族の人数	人
移住支援金の種類	就業 ・ 起業 ・ テレワーク ・ 関係人口		

3 転出元の住所

住 所	〒
-----	---

（裏面に続く）

4 (東京23区の在勤者に該当する場合のみ記載) 東京23区内への在勤履歴

期間	就業先	就業地

5 (テレワークによる移住者のみ記載) 移住後の生活状況

勤務先部署	
勤務先住所	〒
勤務先へ行く頻度	週・月・年 回程度 / 行くことはない / その他 ()
通勤手当の有無	支給あり / 支給なし

※テレワークの様態は様々であるため、本様式記載事項以外に個別の状況を確認することがあります。

※勤務先へ行く頻度が勤務日数の1/5を超える場合は、生活の本拠が移住先にあるとは言えず、また、所属先企業等から通勤手当として定期券相当の交通費の支給がある場合は、本事業におけるテレワークに該当しないと判断し、移住支援金の支給対象とならない場合があります。

添付書類

- ・本人が確認できる書類 (運転免許証、旅券、個人番号カード等の写し)
- ・転出元の住民票の除票 (異動した全員分)

別記様式第2号（第4条関係）

定住等に係る誓約書

私は、次の点について誓約いたします。

- 1 御嵩町の住民として定住の意思をもって5年以上居住します。
- 2 申請者及び世帯員全員に市町村民税及び町税等の滞納はなく、今後も滞納しません。
- 3 世帯員全員が、御嵩町暴力団排除条例（平成24年条例第19号）に規定する暴力団又は暴力団員等若しくはそれらと密接な関係ではありません。
- 4 岐阜県東京圏からの移住支援事業に関する報告及び立入調査について、岐阜県及び御嵩町から求められた場合には、それに応じます。
- 5 次の場合には、岐阜県東京圏からの移住支援事業における御嵩町移住支援金交付要綱第8条の規定に基づく返還請求に従い、既に交付を受けた移住支援金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - (2) 移住支援金の申請日から起算して3年未満に御嵩町以外の市区町村に転出した場合：全額
 - (3) 移住支援金の申請日から起算して1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
 - (4) スタートアップ等創業支援事業又は地域課題解決型創業支援事業にかかる補助金の交付決定を取り消された場合：全額
 - (5) 移住支援金の申請日から起算して3年以上5年以内に御嵩町以外の市区町村に転出した場合：半額

御嵩町長 宛て

年 月 日

申請者 住 所
氏 名

別記様式第3号（第4条関係）

御嵩町長 宛て

町税等の納付状況及び住民基本台帳の確認同意書

岐阜県東京圏からの移住支援事業における御嵩町移住支援金交付要綱に基づき支援金の申請における交付決定に際し、同要綱第3条の規定による交付対象者への該当及び同要綱第8条の規定による移住支援金の返還要件の該当を確認するため、申請者及びその世帯全員について、下記のことを御嵩町が確認することに同意します。

記

1. 町税等の滞納の有無を確認するための町税等の納付状況

※町税等：町税、水道料金、下水道使用料、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育料その他町が賦課をする公租公課をいう。

2. 居住していることを確認するための住民票

年 月 日

住 所

氏 名

氏 名

氏 名

※義務教育修了前の子を除く世帯全員が、署名をしてください。

別記様式第4号の1（第4条関係）

年 月 日

御嵩町長 宛て

所在地
事業者名
代表者名
電話番号
担当者

就業証明書（岐阜県東京圏からの移住支援事業における御嵩町移住支援金の申請用）
下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名		
勤務者住所		
勤務先所在地		
勤務先電話番号		
就業年月日		
応募受付年月日		
雇用形態	☐ 勤務時間が週20時間以上の無期雇用	
勤務者と代表者又は取締役などの経営を担う者との関係	☐ 3親等以内の親族に該当しない	
マッチングサイトへの求人掲載実績※岐阜県中小企業総合人材確保センター（ジンサポ！ぎふ）求人情報	求人管理番号	
	掲載開始日	
※プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用している場合のみ	目的達成後に離職することが前提ではない	
	☐ 岐阜県プロフェッショナル人材確保事業 ☐ 先導的人材マッチング事業	

※□内にチェックを入れてください。

岐阜県東京圏からの移住支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、岐阜県及び御嵩町の求めに応じ、岐阜県及び御嵩町に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

別記様式第4号の2（第4条関係）

年 月 日

御嵩町長 宛て

所在地
事業者名
代表者名
電話番号
担当者

就業証明書（岐阜県東京圏からの移住支援事業における御嵩町移住支援金の申請用）

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所 （移住前）	
勤務者住所 （移住後）	
勤務先部署の 所在地	
勤務先電話番号	
移住の意思	所属先企業等からの命令（転勤、出向、出張、研修等を含む） ではない
雇用形態	週20時間以上の無期雇用
テレワーク交付金	勤務者にデジタル田園都市国家構想交付金(デジタル実装タイプ(地方創生テレワーク型))又はその前歴事業による資金提供 をしていない

岐阜県東京圏からの移住支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、岐阜県及び御嵩町の求めに応じ、岐阜県及び御嵩町に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

第 号
年 月 日

様

御嵩町長

御嵩町移住支援金交付（不交付）決定通知書

岐阜県東京圏からの移住支援事業における御嵩町移住支援金交付要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり移住支援金を交付する（しない）ことを決定しましたので、通知します。

記

1. 移住支援金を交付します。

移住支援金 円

2. 次の理由により交付できません。

（教示事項）

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に町長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（上記審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に町を被告として（町長が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日（上記審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（上記審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(備考)

1 御嵩町は、岐阜県東京圏からの移住支援事業における御嵩町移住支援金交付要綱第8条の規定に基づき、次の場合には、移住支援金の全額又は半額の返還を請求します。

- ・申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
- ・申請日から起算して3年未満に御嵩町以外の市区町村に転出した場合：全額
- ・申請日から起算して1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
- ・岐阜県地域課題解決型創業支援事業の交付決定を取り消された場合：全額
- ・申請日から起算して3年以上5年以内に御嵩町以外の市区町村に転出した場合：半額

2 御嵩町は、岐阜県東京圏からの移住支援事業における御嵩町移住支援金交付要綱の規定に基づき、岐阜県東京圏からの移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、備考1に定める返還請求を行う場合があります。

3 フラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用について

- ・この通知書はフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は金利引下げの適用を受けられない場合があります。
- ・移住支援金の返還を請求された場合はフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受けられない場合があります。
- ・移住支援金を受領した方に対するフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げ制度の適用を受けるためには、交付決定日から5年以内に取扱金融機関への申込みが必要となります。

4 株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資制度における特別利率の適用について

- ・この通知書は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は、特別利率の適用を受けられない場合があります。
- ・移住支援金の返還を請求された場合は、日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受けられない場合があります。

別記様式第 6 号（第 6 条関係）

年 月 日

御嵩町長 宛て

申請者 住 所

氏 名

連 絡 先

御嵩町移住支援金交付請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定された御嵩町移住支援金について、岐阜県東京圏からの移住支援事業における御嵩町移住支援金交付要綱第 6 条の規定により、下記のとおり請求します。

記

請求額 円

振込口座

金 融 機 関 名	銀行 ・ 農業協同組合		
	信用金庫 ・ 信用組合		
支 店 名	支店 ・ 本店 ・ 出張所		
預 金 種 別	普通 ・ 当座	口 座 番 号	
(フリガナ)			
口 座 名 義 人			

別記様式第 1 号（第 4 条関係）
（令 7 訓令甲 21・全改）

別記様式第 2 号（第 4 条関係）
（令 7 訓令甲 21・全改）

別記様式第 3 号（第 4 条関係）
（令 6 訓令甲 9・全改）

別記様式第 4 号の 1（第 4 条関係）
（令 6 訓令甲 9・全改）

別記様式第 4 号の 2（第 4 条関係）
（令 7 訓令甲 21・全改）

別記様式第 5 号（第 5 条関係）
（令 6 訓令甲 9・全改）

別記様式第 6 号（第 6 条関係）
（令 6 訓令甲 9・全改）